

公立学校における教職員に対する国歌の起立斉唱の義務付けを許容した最高裁の不当判決に抗議する決議

- 1 2003年10月23日、東京都教育委員会は、卒業式等において教職員らに「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」を懲戒処分によって強制する通達を发出した。その後、国歌の起立斉唱の義務付けは、憲法19条に違反し、通達及び職務命令による教育内容への介入は教育基本法が禁じる「不当な支配」に該当するとして、延べ800名を超える教職員が原告となり20を超える訴訟が提起されてきた。

これらの10・23通達をめぐる訴訟のうち、卒業式等において国歌斉唱時に起立斉唱しなかったことを理由として退職後の嘱託採用が拒否された教職員が起こした訴訟について、2011年5月30日の第二小法廷判決及び6月6日の第一小法廷判決が言い渡された。また、6月14日には、第三小法廷において起立斉唱しなかったことを理由としてなされた懲戒処分の取り消しを求める訴訟について判決が言い渡された。

判決の結論は、いずれも教職員に対する国歌の起立斉唱の義務付けは憲法19条に違反しないとするものである。

こうした流れの中で、大阪府議会での大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例のように、国歌の起立斉唱を義務付ける新たな動きも生まれているが、一連の最高裁判決における思想・良心の自由に対する制約の合憲性判断、必要性・合理性をもって足りるとした判断は、精神的自由の制約に対する合憲性判断基準としてきわめて問題があり、また、「国家シンボルの強制」という紛争の本質からあえて目をそらしたものであり、国歌の起立斉唱義務付けを正当化する先例たりえないものである。

- 2 (1) 今回の一連の最高裁判決では、国歌の起立斉唱の義務付けが思想・良心の自由に対する直接的な制約にはあたらないとの判断が示されているが、これは、国歌の起立斉唱の義務付けをめぐる紛争の本質が、公権力による「国家シンボルの強制」であることからあえて目をそらし、問題を公務員の法令順守義務に矮小化した判断であって、司法による紛争の解決を放棄したものとわざわざを得ない。

すなわち、国歌斉唱時の起立の義務付けは、「国歌」が斉唱される際に特定の姿勢あるいは態度をとることを強制するものであって、これは「国歌」という国家シンボルを通じて国家の下へ個人を統合することを強制することにほかならない。そして、公権力が、国家シンボルに対して特定の行為(態度)をとることを強制することは、ま

さしく国家を自己目的化して個人の尊厳を否定することになり、個人の尊厳あるいは法の支配といった日本国憲法の諸原則と鋭く対立することは明らかである。にもかかわらず、一連の最高裁判決は、紛争の本質を「国家シンボルとどう向き合うか」と捉えず、公務員が「起立斉唱命令を遵守する必要があるか」に矮小化して憲法19条に違反しないとの結論先にありきの判断を示したにすぎない。

- (2) また、今回の一連の最高裁判決は、思想・良心の自由に対する制約に対して「厳格な基準」を用いることなく、合理性の基準によって合憲性判断をしている点でも、最高裁は人権の砦としての役割を放棄したものと指摘せざるを得ない。

すなわち、判決では、国歌の起立斉唱の義務付けについて「式典における慣例上の儀礼的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求める」ものに過ぎず、「地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図る」ためのものであるとして憲法19条に違反するものではないと結論付けている。

しかし、思想・良心の自由という精神的自由の原理的規定の制約に関して「合理性の基準」に従って合憲性判断をするならば、少数者の権利が擁護されることにはなりえず、人権保障は画餅に帰することになることは明らかである。

- (3) なお、一連の判決の多数意見からは、すべての都立学校で、すべての教職員に対して起立斉唱(ピアノ伴奏)を命じる職務命令を発令する必要性・合理性の存否が検討されたことすら判決文からうかがうことはできない。

唯一、「本件通達は、式典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で発せられたものではなく、歴史観等に対する強い否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制することにある」(6月6日第二小法廷判決の宮川光治裁判官の反対意見)という実態を踏まえた判断が示されたほかは、「生徒の模範となるべき教員」(5月30日判決の竹内行夫裁判官の補足意見)、「高校生徒に対していわば率先垂範的立場にある教員」(5月30日判決の須藤正彦裁判官の補足意見)といった偏見に基づいて、すべての公立学校ですべての教職員に起立斉唱を義務付ける必要があったか否かという紛争の実質に目を向けず、問題を公務員の法令順守義務に矮小化して、合憲との判断を導いたものと指摘せざるを得ない。

- 3 (1) ところで、一連の最高裁判決では、懲戒処分の裁量判断の適否は判断対象となっておらず、これらの判決を懲戒処分の裁量判断の適否についての先例としてはならない。

このことは、「職務命令違反を理由とする不利益処分にかかる裁量論の領域で、…不利益処分を行うこととその程度は行き過ぎではないか」といった点を考慮した上で、当該処分の適法性を基礎付ける必要性、合理性を欠くがゆえに、当該処分が裁量

の範囲を逸脱するとして違法となるということはある得る」(5月30日判決の須藤正彦裁判官の補足意見)、あるいは、「その命令が憲法に違反するとまでは言えないとしても、その命令の不履行に対して不利益処分を科すに当たっては慎重な衡量が求められるというべきである。……当該不利益処分を科すことが裁量権の逸脱又は濫用に該当する場合がありますというべきである」(6月14日判決の岡部喜代子裁判官の補足意見)として確認されているところである。

したがって、一連の最高裁判決をもってしても、職務命令違反だけを理由とする懲戒処分を直ちに容認することはできない。

- (2) また、「上告人らは、教職員であって、法令やそれに基づく職務命令に従って学校行事を含む教育活動に従事する義務を負っている者であることが、こうした制約を正当化しうる重要な要素になっている……児童・生徒に対し、不利益処分の制裁をもって起立斉唱行為を強制する場合は、憲法上の評価において基本的に異なると考えられる」(6月6日判決の金築誠志裁判官の補足意見)と述べられているとおり、一連の最高裁判決においては、いずれも起立斉唱命令について地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を前提として、公務員の法令順守義務を重視して「必要性・合理性」を肯定する判断がなされていることに留意すべきである。

すなわち、児童・生徒やその保護者、来賓など教職員でない者に対する国歌の起立斉唱の義務付けは、なお、思想・良心の自由の制約であり憲法19条に違反することになるものと理解すべきである。

- 4 (1) 一連の最高裁判決においては、下級審裁判所では争点となった教育委員会による教育内容に対する介入が、教育基本法16条(旧法10条)が禁じる「不当な支配」に該当するか否か、あるいは、起立斉唱命令が教師の教育の自由を侵害するかという点については何らの判断も示されなかった。

そのため、今回の一連の最高裁判決においては、国歌の起立斉唱の義務が憲法19条には違反せず、個人の思想・良心によって教職員が起立斉唱義務を拒否することが認められないことが明らかにされたにとどまる。

したがって、今回の一連の判決によって、10・23通達をめぐる数多くの紛争が解決されるものとは言えないであろう。その点でも、最高裁判所は人権の砦とし、憲法の番人としての役割を十分に果たしたとは言い難い。

- (2) しかし、一連の最高裁判決に付された個別意見においては、「最も肝腎なことは、物理的、形式的に画一化された教育ではなく、熱意と意欲の満ちた教師により、しかも生徒の個性に応じて生き生きとした教育がなされることであろう。……教育は、強制ではなく自由闊達に行われることが望ましい」(5月30日判決の須藤正彦裁判官の補

足意見)、あるいは、「この問題についての最終解決としては、国旗及び国歌が、強制的にではなく、自発的な敬愛の対象となるような環境を整えることが何よりも重要である」(5月30日判決の千葉勝美裁判官の補足意見)、「教職員の職務命令に起因する対立であっても、これが教育環境の悪化を招くなどして場合には、児童・生徒も影響を受けざるを得ないであろう。そうした観点からもすべての教育関係者の慎重かつ賢明な配慮が必要とされることはいままでもない」(6月6日判決の金築誠志裁判官の補足意見)など、教育現場で行き過ぎた「国家シンボルの強制」が行われることについて強い警鐘が鳴らされていることに注意を払うべきである。

- (3) 国歌斉唱時の起立の義務付けは、「国歌」が斉唱される際に特定の姿勢あるいは態度をとることを強制するものであって、これは、「国歌」という国家シンボルを通じて国家の下へ個人を統合することを強制することにはほかならない。

国家シンボルに対してどう向き合うか、これは、個人が国家との関係でどのように向き合うかに関わる問題である。思想・良心の自由だけでなく、個人の自己決定権、子どもの学習権、教師の教育の自由などさまざまな観点から見れば、公権力による「国家シンボルの強制」が容認されることはないことは明らかである。

まだ、最高裁判所にはいくつもの10・23通達関連の訴訟が係属しており、下級審裁判所にもいくつもの関連訴訟が係属している。今回の一連の最高裁判決をただなぞるだけの判決では「国家シンボルの強制」をめぐる紛争の解決が得られることはない。

最高裁判所及び下級審裁判所には、司法による紛争の解決のために「国家シンボルの強制」が容認できるのかという紛争の本質に目を向けた判断を求めるものである。

2011年6月25日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第 4 2 回 定 時 総 会